

質問・回答および補足

新潟市地下街防災推進協議会

①【訂正】 落札者決定基準書の訂正

・落札者決定基準書のうち下記を訂正します。

B) 設計・施工計画(工期)に基づく加算点

本協議会は、標準案または入札参加者の技術提案に基づく設計・施工計画について、その事業完了期限に対して下記の表に従い加算点を付与する。

【誤り】

| 事業完了期限 | ～R5.3 月末 | ～R5.5 月末 | R5.7 月～ |
|--------|----------|----------|---------|
| 加算点 | 30 | 20 | 10 |

【訂正後】

| 事業完了期限 | ～R5.3 月末 | ～R5.6 月末 | R5.7 月～ |
|--------|----------|----------|---------|
| 加算点 | 30 | 20 | 10 |

②【補足】 履行期日 と 総合評価における設計・施工計画(工期) について

・要求水準書における履行期日は、「令和 5 年 9 月 30 日以前で事業者が提示した期日まで」となっていますが、落札者決定基準書では令和 5 年 6 月末以前の事業完了提案に加算点が付与されることとなっています。

・これはあくまでも協議会の希望に対する加算点というものです。再入札に伴い、工期の条件は従前より厳しくなっていることも承知しておりますので、最終履行期日である令和 5 年 9 月 30 日とすることをご提案も、当然あり得るものと考えています。

・また、実施設計の結果、当初想定できない事態が判明した場合、入札時に提案された工期について再協議となることも想定しています。

③【補足】 想定工期(標準耐震補強案)における中間期の考え方

・標準耐震補強案では、空調を止める工事(耐震補強壁の設置、地下 2 階の機械室内の柱補強工事)は、夏場や冬場を避けた中間期に行うものとして、令和 4 年 9 月から中間期工事を設定しています。

・しかし、秋だけでなく春の中間期に工事を行うことも当然可能ですので、参考までに、令和 5 年 4 月から中間期工事を行う場合の想定工期(案)を「パターン②」としてお示しさせていただきます。